

平成28年度 守山市民病院 臨床工学技士 採用試験受験案内

平成29年度守山市民病院臨床工学科職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験の種類および採用予定人員

- (1) 募集職種 臨床工学技士
- (2) 採用予定人員 1人

2 採用予定日 平成29年5月1日

3 受験資格

- (1) 次に該当する者が受験できます。

平成29年3月11日時点において臨床工学技士免許取得後10年未満の人、又は来春免許取得見込みの人

- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 成年被後見人および被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁固以上の刑に処せられその執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 守山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

4 試験実施時期等

- ① 日 時 平成29年3月11日（土）午前9時00分から試験開始
- ② 場 所 守山市民病院
- ③ 方 法

- ア **筆記試験**（臨床工学技士として必要な知識、教養について試験を行います。）
- イ **論文試験**（試験日当日に400字詰原稿用紙2枚以内で論文を書いていただきます。）
- ウ **口述試験**（人物について面接による試験を行います）

5 合格者の発表

試験の結果に基づいて可否を決定し、文書にて受験者に通知します。

6 採用および給与等

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に記載され、成績順に採用が決定されます。なお、この名簿は原則として1年間有効です。

(2) 免許取得見込を要件として受験した者が、所定の時期までに資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

(3) 初任給は、平成28年4月1日現在、次のとおりです。学歴および経験年数により加算があります。そのほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、夜間勤務手当等が支給条件に応じて支給されます。なお、給与水準の適正化のため給与改定が行われることがあります。昇給は原則として毎年1回行われます。

① 給料等

	養成所等3年課程卒の臨床工学技士(新卒)	臨床工学技士養成課程の4年制大学を卒業した臨床工学技士(新卒)	養成所等3年課程卒の臨床工学技士で免許取得後10年間正規職員としての実務経験がある人
初任給	180,700	190,700	249,900
地域手当	10,842	11,442	14,994

② 賞与は、国に準じ、平成28年4月1日現在、夏2.025月、冬2.275月の年間4.30月分です。

(4) 勤務時間はシフトによりますが、通常勤務は午前8時15分から午後5時00分まで、準夜間勤務は午後3時15分から午前0時00分までです。

(5) 休日は4週8休体制です。

(6) 現在、公務員等である者の採用日については、現職の退職日の翌々日以降とします。(退職手当の引継ぎは行いません。)

7 受験手続き

守山市民病院事務部総務課までご連絡ください。

平成29年3月9日(木)(必着)までに履歴書(写真貼付)、臨床工学技士免許証(写し)を守山市民病院総務課へ提出してください。なお、免許取得見込の方は臨床工学技士免許証に換えて、養成所等の卒業見込証明書および成績証明書を提出してください。

※郵送で申込む場合は、書留等、確実な手段で郵送し、封筒の表に、「臨床工学科職員採用試験申込」と朱書きで記入してください。

8 受付期間

平成29年1月30日(月)から平成29年3月9日(木)まで(土日を除く執務時間中)

9 問い合わせ

守山市民病院事務部総務課

〒524-0022 滋賀県守山市守山四丁目14-1 TEL 077-582-5151